

2008年度学習院大学史学会総会

第24回学習院大学史学会大会

期日：2008年6月7日(土)

会場：学習院創立百周年記念会館

●プログラム：

・総会 9:45～10:45 【小講堂】

・研究報告

第1部 11:00～12:00

【第1会議室】

「清代・民国期の薬材流通について—江西省樟鎮薬材商人の活動を中心に—」

学習院大学大学院博士後期課程 石川 晶氏

【第2会議室】

「御守殿の公儀付人について—尾張藩市谷邸御守殿を中心に—」

学習院大学大学院博士後期課程 吉成 香澄氏

【第3会議室】

「フランス第三共和政初期における公立初等学校の教育空間」

学習院大学大学院博士後期課程 犬飼 崇人氏

第2部 13:00～14:00

【第1会議室】

「後漢初期の『史記』とその補読者について」

学習院大学東洋文化研究所研究補助員 中西 大輔氏

【第3会議室】

「江戸時代の青蓮院門跡と入木道」

学習院大学大学院博士後期課程 田中 潤氏

第3部 14:00～15:00

【第1会議室】

「カンブレー大聖堂参事会審議録の史料論的考察」

日本学術振興会特別研究員 山本 成生氏

【第3会議室】

「唐の外国人授官に見る国際秩序観—武職事官の授与を中心に—」

学習院大学大学院博士後期課程 河野 剛彦氏

・ 講演 【小講堂】

15:30～16:30

「過去の記憶と「記憶の断罪」 *damnatio memoriae*—古代ローマ人はどのように歴史を記憶し、歴史を創り換えてきたかを中心に—」

学習院大学教授 島田 誠氏

16:45～17:45

「東ユーラシアのなかの中国—元代から現代まで」

立教大学教授 上田 信氏

・ 懇親会

【第1～3会議室】 18:00～20:00

●研究報告要旨：

「清代・民国期の薬材流通について—江西省樟樹鎮薬材商人の活動を中心に—」

石川 晶氏

本報告では、清代・民国期の中国における薬材の流通をテーマとする。薬材という商品は非常に多くの種類があり、気候条件、土壌の質などによって産地が限定されるものも多く、また生産、加工、処方ノウハウも極めて高度な水準が求められる。こうした点を鑑みると、薬材流通を社会経済史研究の中で位置付けるとしたら、米穀や綿花など他の商品作物と同列に扱うには無理がある。清代における地域経済圏の自立や地域分業体制が近年の研究で議論されているが、薬材流通はその枠内で留まるものではない。さらに言えば、薬材の交易範囲は、西は西藏、東は日本、北はロシア、南は東南アジア地域まで及び、民国期にはアメリカから中国に輸出されていたものもあった。しかしその流通の中核として活動していたのは、やはり中国の薬材商人であった。

この時代に、江西省清江県にある樟樹鎮は、全国の薬材業の中心地としての機能を有し、特に加工や処方などの技術が非常に発達していて、そこから全国へ流通網を展開し、各地に拠点築いていった。本報告では樟樹鎮のある江西省内、そして全国流通上の中継都市の代表的なものとして湖南省の湘潭、湖北省の漢口における彼等樟樹鎮薬材商人の活動および展開の過程について明らかにしていきたい。

まずは樟樹鎮という鎮が、なぜ薬材業が盛んになったかについてその背景を明らかにし、そこから江西省内への展開の足跡を辿っていく。その方法のひとつとしては、各地に設けられた同郷・同業の者が拠点とする会館や廟に祀られている神、ここでは晏公と蕭公という樟樹鎮にゆかりのある神の有無を確認することが挙げられるが、これを柱として論証を進めていく。

次に中継都市の代表例として湘潭を挙げて論じ、湘潭の経済全体でもいかに薬材の流通が大きな影響力を持っていたかを明らかにし、そして漢口についても同様の論証を行う。これらの都市の清代における発展の理由のひとつとして、薬材商人の活動が考えられる。単に薬材に関する商売に従事しただけでなく、それらの地の都市商業において多大な影響力を有していたかについて、また当時、江西省から湖南・湖北方面に移民活動が活発に行われていたが、そこに樟樹鎮薬材商人はどのような関連性があったのかを検証していく。

そもそも清朝の成立を財政の面から見れば、女真族が中国東北部における人参の採取とその交易によって莫大な財を成したことも、その要因のひとつとして挙げられる。こうした点こそが、薬材のアジア圏市場での価値がいかに重要であったかの証左とも言え、このように中国近代の経済・商業史における薬材流通の位置付けを求めようとする作業は、米穀や綿糸、綿織物などのそれと比しても、決して軽んじられるものではないと考えている。

「御守殿の公儀付人について一尾張藩市谷邸御守殿を中心に」

吉成 香澄氏

今回取り上げる御守殿とは、将軍の姫が婚姻によって他家へ入興したあとに生活した御殿をいう。この御殿は嫁ぎ先の大名の藩邸内にあり、基本的にはそれまでの藩邸は使わずに、新たに建設された。入興後の姫君は御守殿で生活し、婚姻後も将軍の家族として扱われたという。

いままでのところ、御守殿に関する本格的な研究はほとんど行われていない。そのため、御守殿と幕府・藩との関係や影響、御守殿の運営については不明となっている。そこで本報告では、御守殿の基礎的な構造の解明のために、役人構成と人事面に着目したい。

御守殿には姫君付として幕府から公儀付人、女中、さらに嫁ぎ先の藩からも付人と称される人々が勤めていた。付人は婚姻する姫だけでなく、養子においてもつけられていた。また、将軍姫君に限らず、他の大名家でも他家に入興する姫に付人をつけることは行われていた。先行研究に基づき付人についてまとめると、以下のようになる。付人とは姫の家に仕える者で、入興に伴って姫の嫁ぎ先に入り、姫の身のまわりで働いていた。付人の俸禄は姫方から支給されたが、主に上位の役職にあるものは嫁ぎ先方からも俸禄を受けていた。このため財政にゆとりのない大名家では、縁組交渉において姫の付人の人数にまで言及していたという。そして、仕える姫が死亡すると、付人たちの任務は終了し、再び姫方に戻される「召返し」という措置がとられていた。先行研究ではこうした態勢を「出向」のようなものであるとまとめている。

本報告では、「御守殿方留」という史料をもとに、徳川斉朝（尾張徳川家十代藩主）と婚姻した十一代将軍家斉の長女・淑姫の御守殿を対象として公儀付人について考察を行う。淑姫付人は御用人が統括し、御守殿の運営について幕府と連絡をとっていた。幕府では若年寄のうちから一人を「御用承り」の掛として、それぞれの御守殿の管理を担当させていた。この御用人と若年寄によって、御守殿と幕府がつながっていたのである。

報告ではまずひとつめに、公儀付人の役替の手続きから、江戸城勤めの人々との関係を探る。公儀付人のうちに欠員ができると、その役職と同様または准じる江戸城内の役人を後任に当てていた。役替の申渡しは江戸城で行われ、江戸城内の役替と同様に行われていた。つぎに尾張藩方の淑姫付人の役替と比較する。尾張方の付人であっても、幕府への届出がなされ、担当若年寄により誓詞の儀が行われていた。さらに、御守殿女中についても同様に役替の手続きを分析した。女中の場合は、欠員の生じた役職より下位の役職からの繰り上がりにより欠員を補充していた。それにより、下位の役職に欠員ができると、新規召抱えによって補充していた。また、淑姫死去後の召返しにおいては、付人は大半が召返しとなったものの、女中ではほとんどなされなかった。これらの結果から、御守殿の公儀付人の特徴と御守殿の性格について考察する。

普仏戦争（独仏戦争）の敗戦から 10 年経たない 1879 年、フランスでは共和派の人物が大統領および主要閣僚の席を占めることになる。それ以降、国外に向けて植民地の拡大が進められる一方、国内においては共和主義に基づく諸改革、およびフレシネ・プランに基づく交通・流通網の整備が他方で行われていく。この同時期に、教育の分野でもその基盤整備が行われるのである。そのために最初に問題となったのが、学校施設であった。そこで本報告では、とりわけ公立初等学校について、その建設および新たな学校空間が位置する歴史的な文脈を探り、その意義や役割を考察する。

これまで、学校施設や学校空間に関する歴史的研究はあまり行われてこなかった。教育史および建築史からの研究が 1980 年代から行われているものの、これまでの研究には問題が二つある。すなわち、政治・行政・財政・社会における広い文脈からの位置づけが不明であること、そして地方（県・自治体）レベルでの学校に対する意図や期待、建設や運営に関する考察が不十分であること、この二点である。

学校施設の建設については、1878 年に制定された学校建設法が以下の三点から重要である。第一に、学校建設のための財源を法によって確保したこと。第二に、その財源となる資金を運用するために学校施設建設公庫を創設したこと。そして、自治体に対し学校建設を義務付けたことが第三である。この法律は、1875 年以降つづく国家財政の黒字を背景に成立したものと考えられるのだが、それが赤字に転じてからも建設のための補助金および貸付金の追加が議会で承認を得ることから、学校建設に対する政治的関心は高かったと思われる。さらに、教育の義務化が数年後に決定されることから、その前提として学校建設が必要だったのではないかと想定できる。

学校空間については、新たに建設する学校が満たすべき基準として、1880 年に学校建築基準が定められた。これによって、「フェリーの学校」と呼ばれる建築様式が誕生し、教育空間の質の確保が目ざされた。すでに第二帝政の頃からその不衛生さや教育の場としての不完全さがしばしば指摘されていたのである。ところで、教育界を代表する言説として 1878 年創刊の『教育雑誌』がある。この中には、学校空間をいかなるものにすれば、教員の監督が行きとどき、授業運営の効率性と衛生に配慮した空間が実現されうるかを論じている記事がある。また別の論考では、児童にとって学校を魅力的な空間にすることを主張するものもある。そうした発想の背後には、学校教育の質の向上はもちろん、児童の生活習慣に配慮し健康を向上させること、快適に過ごせる空間の設計によって児童の規則的な通学を確保することがあったと思われる。

共和派の政府にとって、学校施設を全国に限らず配置し、その質を保障することは、教育を通じた国民国家形成のために不可欠だったのではないだろうか。

前漢の成帝の時代頃より『史記』は様々な人物により補続が行われた。劉知幾の『史通』は、『史記』の補続者として、?少孫・劉向・劉?父子、馮商・衛衡・揚雄・史岑・梁審・肆仁・晋馮・段肅・金丹・馮衍・韋融・蕭奮・劉恂の名を挙げている。また、班固の父の班彪もまた『史記』を補続して『後伝』数十篇を著している。このうち、?少孫から史岑については前漢後期～新の人物であることが判明している。史岑が新末の人物であることから考えると、梁審以下は概ね後漢初期の人物と見て良いであろう。?少孫から史岑までの人物は朝廷に仕え、何らかの事績が伝わっているのに対し、梁審以下の人物は事績の伝わらない者がほとんどである。これは梁審以下の人物が微官であったか、あるいは在野の人物であったことを窺わせるものである。彼らが私的に『史記』を補続できたのは、成帝の時代に班固の大叔父に当たる班?が賜った『史記』の副本が大きく関係していると考えられる。それを裏付けるように、梁審以下の補続者には三輔周辺の出身と見られる人物が多い。ただ、彼らに関する情報は極めて乏しく、先行研究は不明として何も言及していないものがほとんどである。しかし、班家との関わりや三輔の同姓の一族に注目し、細かく資料を検討していくと、学派・同郷・友人などの『史記』補続者たちの関係がおぼろげに見えてくる。補続者の中には古文派と思しき人物が散見し、賜書の所有者である班彪もまた古文派であった。その背景には三輔における古文学の流行があり、古文派の「実事求是」の精神が『史記』補続の土壌となったことを窺わせる。梁審以下の補続者たちは、それぞれ独自に紀伝を作ったというよりも、班彪との個人的人脈や古文派同士の繋がりを通じて班家を訪れて賜書を閲覧し、各自が列伝やその元資料を作り、班彪はその提供を受け、『後伝』を編纂したというのが実情に近いと考えられる。

江戸時代、幕府や諸家で用いられ、市井で通用された大橋流や伝内流等の多様な書流（書体・書風）は、一般に「御家流」に属する書流とされる。分派の母体としての御家流は、世尊寺家の書流を享けた南北朝時代の青蓮院門主尊円親王により大成された書流で、青蓮院門跡の寺家の所伝に発することから一般に御を冠して御家流と称され、青蓮院門跡に継承された。

この御家流を伝えた江戸時代の青蓮院門跡は、代々親王を門主に迎え、妙法院・梶井と並び法脈を伝える天台三門跡の一つとして門主は天台座主に補され、また禁裏や幕府の祈禱・仏事への勤仕に対して門跡領を給された。

書に関わる文書や口伝の「所伝」は、王羲之の故事から入木道（じゅぼくどう）とも称される。本報告は、多数の書流分派をも含めて称される「御家流」の検討ではなく、江戸時代の青蓮院門跡が書流の基として伝えた書の「所伝」としての「入木道」の検討である。

「御家流」は、門主の中からも尊鎮流・尊朝流・尊純流等の書流系譜上の分派がみられる。こうした書流の分派が見られる一方で、尊円の著述になる「入木抄」等に基づく「所伝」は青蓮院門跡に伝えられ、伝授（灌頂）という形で継承がなされた。

本報告では『華頂要略』に依拠し、門主と入木道、入木道の門人の側面から検討を加える。

前者では、青蓮院入木道系図の分析、後水尾院・靈元院から門主への入木道伝授、門主の書の学習と伝授について検討する。入木道の伝授は必ずしも門主から門主へと直系で伝授され得るものではなく、公卿や院家・坊官などの仲介も確認される。伝授については、近世前期には門主からの求めによる後水尾院・靈元院から門主への伝授が見られる一方で、後世の門主は、前記の対応を不審であり粗忽と認識するなど、青蓮院門跡自体に伝わる「入木道」・「所伝」の重視へ意識が変化する。この背景には、長命を得た門主尊真親王の存在が大きい。

後者では、門人交名から直門の門人について、変遷・礼金納入を伴う入門や伝授・世襲門人・門人の活動・入木道御用掛等、家業的な側面から分析する。

入木道門人は近世初期から見られるが、増加するのは江戸中期過ぎである。青蓮院では一七八六年に初めて町人の直門の入門を許し、一八二一年には世襲の門人への対応を定める等、受け入れ体制が整う一方、統括する入木道支配方が一七七七年以前には設置された。

門跡の家来や、公家・地下官人等を介して入門した門人は、誓紙を提出し、伝授を受けた。伝授は一代に限られ、本人の逝去の後に関係文書は門跡に返還することとされた。

青蓮院門跡の「入木道」への意識の高揚は、十八世紀後半からの貸付金などの経済活動との連動と共に、門主尊真による「入木道」関係の著述や、門跡自身の歴史や秩序の確認に繋がり『寛政譜』の撰進時期とも重なる『華頂要略』の編纂過程から生じた「入木道」

への家業的意識の喚起の文脈上で理解され则认为。

本報告では、近年さかんな「史料論」の視座や方法論を批判的に援用し、私が日々、親しんでおり、また学習院大学文学部史学科がマイクロフィルム（一部）を所蔵する、カンブレール大聖堂「参事会審議録」の分析を行った。その構成は、まず「史料論」の視座や方法論などを説明し、続いて上記の史料をそれらに照らして考察する、というものであった。

「史料論」「史料学」または「史料研究」などを表題に掲げ、「史料」を前面に置く研究が近年は賑々しい。とはいえ、それら広義の「史料論」に携わる研究者の間で確固たる共通認識があるわけでもなく、力点の置き所は対象とする時代や分野によって異なる。そこで本報告では、国内外の中世（学）研究者の見解を踏まえ、「史料を単なる情報の器としてだけではなく、それ自体を考察の対象とし、作成時の諸状況やその意図、素材や様式など物理的・形式的な側面、現在に至るまでの伝来の過程、そしてそれらに関わった人間たちのあり様をあきらかにする」研究領域と定義する。この狭義の「史料論」には、対象とする具体的な史料類型が限定されていたり、あるいは伝統的な史学理論を短絡的に理解してしまっているなど、問題がないわけではない。しかし重要なのは、この研究領域の価値を無批判に喧伝することでも、あるいは歴史学の本質論を振り翳し、「手段」と「目的」の二項対立に当て嵌めることでもなく、多様な種類の史料をもちいた考察を積み重ね、その有効領域を冷静に測定することであろう。その意味で、本報告がそうした作業の一助となれば幸いである。

さて、カンブレール大聖堂「参事会審議録」とは、フランスのカンブレール市立図書館ならびにノール県立文書館所蔵の手稿史料 49 冊のことである。そこには、1364 年から 1745 年にかけて、日々の参事会における様々な決定事項や議論に関する記事が収められている。本報告では、まずテキストの外部、すなわち史料の成立史や管理のあり方、欠落の問題、そして書記や図書係、アルシヴィストといったこの史料の作成・管理に関係した人間たちを考察した。なかでも特出すべき成果は、この史料がなぜ 1364 年から始まっているのかという点について、今まで指摘されてこなかった見解を導き出したことにある。すなわち、14 世紀半ばに利害を共有する証書をめぐってカンブレール司教と同参事会の間で係争が生じており、教皇による仲裁によって、上記の証書群は司教の負担で参事会のために複写がなされるようになった。「参事会審議録」は、この係争に端を発している可能性が高いのである。続いて、この「参事会審議録」の史料類型学上の位置付けと参事会制度の関係について論じた。語源学や登記行為の歴史、カルテュレール（文書集成）との相違点が指摘され、この史料が当初は証書の転写帳にすぎなかったものの、15 世紀後半になると各記事がより簡潔な「議事録」ないしは「決議集」に変貌して行く様があきらかにされた。最後に、こうした書式の変化と、参事会制度の歴史や 15 世紀後半における「文書革命」との関連が示唆された。

「唐の外国人授官に見る国際秩序観—武職事官の授与を中心に—」

河野 剛彦氏

唐代に行われた外国人を対象とした官爵（官職、爵位）授与については、既に多くの研究が行われている。しかし、西嶋定生氏による「冊封体制論」に代表されるように、周辺民族の首長を対象とした王号や爵位の授与から、唐を中心とした国際関係についての考察は数多く行なわれているものの、唐から外国人に授与された官爵を、爵位・武官職・文官職・地方官・散官それぞれの視点から分析した研究は少ない。唐代の武官職の授与について総合的な研究を行なわれている劉琴麗氏も、外国人を対象とした武官職の授与については、頻繁に見られるとされているだけで、具体的な考察は行なわれていない。

本報告では、唐による外国人（化外人）を対象とした武官職（武職事官）の授与が、官職の定員を超えて行われている事例を取り上げる。定員を超えた官職授与という制度上ではありえない事例は、唐の太宗末期から高宗の初期に集中している。この時期に行なわれた定員を超えた武官職の授与は、冊封や羈縻州統治の認可を目的として行なわれている。これらは純粋な武官としての授与とは考えにくく、実質的な意味合いをもたない授与と言える。玄宗期に入ると定員を超えた武官職の授与は減少するが、これと対応するように員外官の武官職の授与が開始される。したがって、唐の領域拡大に伴って行なわれた定員を超えた武官職の授与を、玄宗期に入り員外官の対象とすることによって制度上の整合性をとろうとしたとも考えられる。唐代に行なわれた外国人を対象とした官爵授与を統計的な観点から分析し、国際秩序観について考察する。

●講演要旨：

「過去の記憶と「記憶の断罪」 *damnatio memoriae*—古代ローマ人はどのように歴史を記憶し、歴史を創り換えてきたかを中心に—」

島田 誠氏

今日の講演ではの二つのことをお話ししたい。一つは古代ローマ人が、どのように自分たちの過去を記憶し、その記憶を新たにしていたのかの問題、二つめは古代ローマには特定の個人の記憶を抹消する習慣・法的手続きが存在したが、この手続きはどのようなものであり、どのように展開したのか、それは記憶を形成して保存する方法とはどのような関係にあったのかの問題である。なお、この二つは、それぞれ大きな研究テーマであり、今日の話が大雑把な見通し、ラフスケッチであることを最初にお断りしたい。

I 「過去の記憶」の形成とその伝達

古代ローマ人が自分たちの過去の記憶を歴史叙述（年代記）の形で表しはじめたのは、前3世紀後半のことであり、その歴史叙述は前一世紀後半に成熟期を迎えた。

成熟期の歴史叙述を代表する歴史家リーウィウスが記録した前186年のバクカナリア事件の記述から古代ローマの過去の出来事を記憶する方法が垣間見える。この「陰謀」に関するリーウィウスの記述からは2つの性格の異なる記憶を無理やりに一つにした印象を受ける。「陰謀」暴露はロマンティックかつドラマティックな語りで、その後の追求過程は詳細だが堅苦しい文章で記されている。この事件の追求に関する元老院決議がイタリア各地に送られて公示され、その写しを刻んだ青銅板が南イタリアで出土して現存している。この元老院決議を刻んだ青銅板上の文章（金石文）が先行する年代記と並ぶ追求過程の史料であったと考えられる。一方「陰謀」暴露についての記述は、人物の性格付けやストーリー展開から喜劇の脚本やパフォーマンスが典拠になっているのではと考えられる。

古代ローマの祭礼ではラテン語劇が上演され、ローマの過去や現在もテーマとされていた。ローマ人が過去の記憶を新たにしていたパフォーマンスには名門の有力者たちの葬列と追悼演説がある。その際、祖先の生前の姿を写した肖像(*imagines maiorum*)が参列し、その家門がローマの歴史の中で占めてきた政治的・社会的地位が目に見える形で再現された。新たな歴史の記憶を産み出すものとしては凱旋式の行列が重要と考えられる。また金石文については、それが抽象的なテキストではなく、何らかの記念建造物 *monumenta* の一部であったことが重要である。記念建造物と一体となった金石文の典型例としてアウグストゥス広場に建てられた百余りの彫像とそこに刻まれた顕彰文があげられる。<

II 「記憶の断罪」 *damnatio memoriae* について

「記憶の断罪」 *damnatio memoriae* とは、古代に実際に使われた言葉ではなく、近代の造語であり、通常は死後に元老院によって国家の敵と見なされた人物に関する記憶を破棄するための次の手続きを指す。故人に関する記念建造物を破壊し、金石文も破棄すること、公職者や神官などのリストから故人の名前を削除すること、故人の肖像を葬礼などで展示することの禁止、子孫が故人の個人名を使用することの禁止などである。さらに、帝政期には、死後に元老院によって国家の敵（暴君）と認定された皇帝たちが「記憶の断罪」を蒙り、その肖像や名前が削除されることもあった。

「記憶の断罪」のはじまりとして共和政初期に有力者が国家への反逆で訴えられた事例があげられるが、これらを「記憶の断罪」と呼ぶべきかは判然とはしない。共和政末期には記憶をめぐる争いが激化する。ガイウス・グラックスらの葬儀の禁止に始まり、民衆派指導者の肖像所有の禁止を経て、スッラによる政敵マリウスの記憶の完全抹消に至る。その後、カエサル、アウグストゥス時代には記憶に関する争いは一時的に沈静化する。<

第二代皇帝ティベリウスの時代に、再び「記憶の断罪」の例が目立つようになり、その手続きが確立したと考えられる。その手続きの詳細と「記憶の形成と保存」との関係を示すのが、後 19 年に死亡した皇帝の有力後継候補ゲルマーニクスをめぐる二つの元老院決議である。ゲルマーニクスに数々の栄誉を与え、その記憶を永続化することを定めた元老院決議では、記念建造物の建設、追悼の儀式の挙行、決議を青銅板に刻んで公示することなどが定められている。生前のゲルマーニクスと激しく対立していた有力元老院議員グナイウス・ピソーを弾劾する決議では、葬儀での哀悼の禁止、彫像や肖像の撤去、彼の肖像が葬儀に参列しないこと、碑銘から彼の名前が削られ、息子が（父と同じ）名前を変えることなどが定められている。この二つの元老院決議の比較から、古代ローマにおいて「記憶の形成」と「記憶の弾劾」が表裏一体の関係にあったと言えるだろう。

「東ユーラシアのなかの中国—元代から現代まで」

上田 信氏

『日本経済新聞』のマーケットのページに「大機小機」という小さなコラムが掲載されている。このコラムは、マーケットというシステムを相手にしているだけあって、システム論的な発想法に基づいて書かれており、出来事のとらえ方について学ぶところが大きい。今年3月25日の誌面に掲載されたこのコラムは、「銀高騰はバブルなのか」というタイトルのもと、金融システム不安を背景にした最近の国際商品相場の荒い動きのなかで、金価格の高騰に連動して、需要がほとんどない銀価格も上昇していることを指摘している。「需給に反して銀価格が上がった理由は、銀本位制・金本位制の名残で、金との価格比較が投資尺度としてなお重視されている点にある」という。銀本位制とは歴史的に顧みると、元代に起源をもつ東ユーラシアの通貨システムを指す。

拙著『海と帝国』（講談社、2005年）は、筆者の構想では3部作の第1冊と位置づけられ、14世紀なかばから19世紀なかばまでの500年間を、物質の位相において描こうとしたものである。そのなかで議論の主軸となった物質は、「銀」である。現在準備中の第2冊は列伝篇となり人格の位相を扱い（その構想については拙稿「史的システム論と人格流：『海と帝国』列伝篇のために」『駒沢史学』70, 2008年3月に示した）、第3冊は芸文編として情報の位相から同時期の歴史を通観することとなる。今回の報告では、現在の銀高騰の背景にある元代から現代までの交易システムの変転を整理し、そののちに、芸文篇の習作として、明代中国における東ユーラシア海域に関する情報を、通俗小説『三宝太監西洋記』を軸に紹介する。

ウォーラーステインのなかで、ヨーロッパ以外の地域は、「外部」としてのみ描かれ、世界システムの拡大に対して、受動的な立場に位置づけられている。こうした西欧中心の見方を克服するためには、グローブと国家との中間的な空間領域を設定することがひつようとなってくる。イスラームやスラブの研究のなかから「中域圏」という用語が提起されている。中国を含む領域については、まだ具体的な提言はなされていない。『海と帝国』を執筆しているときに、世界商品の動きをみると、従来の東アジア・東南アジアなどと区分できないことが明らかとなり、仮設的な空間設定として、東ユーラシアという枠組みを提起した。これは、海からみると、日本海・渤海・黄海・東シナ海・南シナ海・ベンガル湾の海、およびこれらの海に接する陸地や島嶼から構成される空間であり、陸からみると、シベリアの東部を含む北東アジア、チベット高原・モンゴル高原を含む中央アジア、日本・朝鮮を含む東アジア、そしてマラッカ海峡以東の東南アジア、インド沿海部を合わせた空間である。こうした空間を設定し、東ユーラシア史を構想するときに、時代区分が必要となってくる。今回の報告では、下記のような区分を提起し、それぞれ時期の特色を述べた。

1253～1371年：元朝の銀大循環メカニズム

1371～1567年：明朝の朝貢メカニズム

1567～1684年：互市システムの成立期

1684～1842年：互市システムの成熟期

1842～1945年：国際金融システムの成立期

1945～現在：国際金融システムの成熟期

現在の金融基軸通貨ドルの低落は、国際金融システムの非線形的な変化の予兆である可能性もあり、そのなかで中国の振る舞い方も、重要な要素となるであろう。

交易システムの変転を論じたのちに、第2部「明代中国における東ユーラシア海域情報～『三宝太監西洋記』を軸に～」と題して、『海と帝国』芸文篇として準備している作業の一端を紹介した。明代の四大奇書『三国志演義』『水滸伝』『西遊記』『金瓶梅』を読むと、中国の外側の情報が、想像を交えながら断片的に登場する（『三国志演義』の南蛮に関する情報については、拙稿「読み損ねられた『三国志』『大航海』66号、2008年3月で言及した）。もう一つの明代奇書に、鄭和の遠征を題材にした『三宝太監西洋記』がある。荒唐無稽な内容のためか、明末に書かれたこの小説について、これまで歴史研究者が論じたことはなかった。

今回の報告では、物語の世界観と構成を紹介し、登場する「西洋」の情報源を推定した。訪問地の風俗については、多くが『瀛涯勝覧』からほとんどそのまま引いている。しかし、それ以外の明代に流布していた異国に関する情報も含まれている。たとえば羅斛国の物語のなかで、いったん、鄭和の説得を受け入れた国王にたいして、その国王に仕える中国系の謝文彬が、翻意をうながすという場面がある。謝文彬は、『明史』暹羅伝などから、成化十三年（1477年）に暹羅国から来た朝貢使節のなかに、その名を見いだすことができる。謝は福建省汀州出身で、塩を商うために海に出たところ、台風に遭い暹羅に漂着、その国に仕え、官位は「岳坤」（タイ語か？）になったとされる。『瀛涯勝覧』にもその名は見られず、時代的にも鄭和の遠征の時期よりも半世紀ほど後の時代である。『西洋記』のなかでは、謝は難破しても溺死しない超能力を保持している人物として描かれている。今後、この小説を分析することで、先に掲げた時代区分のなかで「互市システムの成立期」にあたる時期に、東ユーラシアの情報が中国にどのように流布していたのかを解明することができるであろう。